

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 平成28年度決算における北九州市の健全化判断比率等の公表【財政局財務部財政課】 2

◇ 公 告

- 建築基準法の規定による認定【建築都市局指導部建築指導課】 4
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 5

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 6

◇ 選挙管理委員会

- 教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 7

◇ 訂 正

- 第4012号の訂正【技術監理局契約部契約課】 9

北九州市告示第 370 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 28 年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

平成 29 年 9 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 健全化判断比率（平成 28 年度決算）

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	13.7	25.0
将来負担比率	187.9	400.0

備考

（1） 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。

（2） この表において「早期健全化基準」とは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（平成 28 年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0
卸売市場特別会計	—	
渡船特別会計	—	
港湾整備特別会計	—	
産業用地整備特別会計	—	
廃棄物発電特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
空港関連用地整備特別会計	—	
学術研究都市土地地区画整理特別会計	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	
上水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
交通事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「－」を記載した。
- (2) この表において「経営健全化基準」とは、法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。

北九州市公告第624号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による認定をしたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者氏名

独立行政法人都市再生機構九州支社 支社長 西周健一郎

社会福祉法人菅生会 理事長 山家 滋

医療法人徳力団地診療所 院長 山家 滋

2 認定に係る対象区域の位置

北九州市小倉南区徳力団地1番、2番、3番、4番105、4番107、5番101、5番102、5番103、5番104、5番105、5番106、5番107、5番108、6番、7番1及び8番

3 認定年月日

平成29年8月25日

北九州市公告第625号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容	購入品目及び数量	防火衣 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成30年2月28日
	納入場所	市の指定する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から平成29年9月12日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成29年9月20日から同月29日まで（注2）の午前9時から午後7時まで及び同年10月2日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成29年10月2日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	（1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載する。 （3） この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格者名簿をいう。		
注2 この公告第3項、第4項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市上下水道局告示第34号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月1日

北九州市上下水道局長 有田仁志

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
W-055	九州東英株式会社	衛藤仁秀	北九州市若松区高須北二丁目9番38号	平成29年9月1日

北九州市選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成29年9月1日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,101人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育長又は教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万626人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,605人

小倉北区 5万685人

小倉南区 5万8,842人

若松区 2万3,281人

八幡東区 1万9,454人

八幡西区 7万904人

戸畑区 1万6,567人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万4,168人

正誤表

年	号	頁	訂正の箇所	正	誤
平成29年	第4012号	18	7 入札及び 契約に関する 条件の最低制 限価格の項中	設けない。	設ける。